

平成 22 年 2 月 25 日

株主の皆様へ

更生会社 トスコ株式会社

### 株式異動証明書ご請求手続について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 21 年度税制改正により、特定保有株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例が措置されております。

株主様（個人に限る、以下同じ）が、みなし譲渡損失として他の株式の譲渡益と通算し、確定申告を行うには下記のお手続が必要となりますので、お知らせ申し上げます。

敬 具

### 記

#### ■お手続方法■

次の①および②その他一定の要件を満たす株主様は、弊社の株主名簿管理人である株式会社だいこう証券ビジネス（以下「株主名簿管理人」という）に対して、「株式異動証明書」の交付をご請求して頂きます。

弊社株式について、お取引のあった証券会社に同異動証明書を提出することにより、当該証券会社は一定の要件に基づく所定の確認を行った上で「特定保有株式の価値喪失に係る証明書」を株主様に交付いたします。

株主様は、同証明書等の書類を添付のうえ、確定申告をすることにより、当該特定保有株式の価値喪失の事実が発生した時に、その特定保有株式の譲渡があったものとみなし、特定管理口座から払い出された時の取得価額を譲渡損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の金額を計算することができることとされております。

- ①平成 21 年 1 月 5 日まで証券会社に開設する特定管理口座において弊社株式の管理が行われていた個人株主であること
- ②弊社株式（特定管理口座以外に保有していた株式も含む）について、平成 21 年 1 月 5 日以降、100パーセント減資の事実が発生した日（会社更生計画に基づく全ての発行済み株式の無償での消滅）までの間に異動（売買等）がないこと

### ■株式異動証明書の請求方法■

株主名簿管理人に平成21年1月5日以降平成22年2月25日（価値喪失の事実が発生した日）迄に関する株式異動証明書の交付を請求してください。

株主名簿管理人が株主様に株式異動証明書を郵送しますので、同異動証明書を証券会社にご提出頂き、弊社株式についてお取引のあった証券会社へ「価値喪失株式に係る証明書」の交付を請求してください。

（注意）株主名簿管理人は、株主様が証券会社に委任しての同異動証明書の発行請求を受け付けておりませんので、御注意ください。

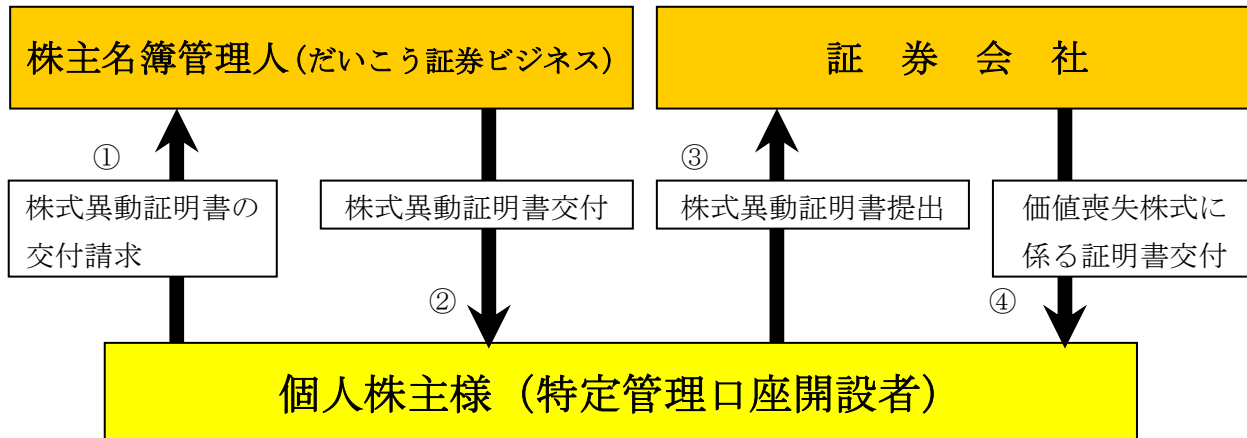
### ■株式異動証明書の交付請求期間■

平成22年5月31日迄

### ■株式異動証明書の交付時期■

株主名簿管理人が交付請求を受けた日から約1~2ヶ月程度で、株主様に送付されます。ご請求が集中すると異動履歴の調査に時間を要しますので、お早めにご請求ください。

### ■株式異動証明書ご請求のフロー図■



### ■本件に関するお問合せ先■

トスコ株式会社 総務管理部

電話 03 (3667) 3321

### ■ご請求先■

株主名簿管理人である下記連絡先まで、株式異動証明書の交付を請求してください。

株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター

電話 0120-255-100